

薬号外
令和2(2020)年12月11日

一般社団法人栃木県薬剤師会長
一般社団法人栃木県病院薬剤師会長
一般社団法人栃木県医薬品登録販売者協会会長
栃木県配置薬協議会会長
栃木県医薬品卸協会会長
栃木県医療機器販売業協会会長
栃木県薬事工業会会長
栃木県麻薬協会会長
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 栃木県支部長

様

栃木県保健福祉部薬務課長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の再周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、全国の新規感染者数は過去最多の水準が続いており、本県においても、入院者数・重症者数が増加しており、この状況が続くと新型コロナウイルス感染症以外の医療提供体制にも影響が及ぶ恐れがあります。

つきましては、栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長から別添のとおり依頼がありましたので、貴会員等へ周知くださるようお願いいたします。

薬事審査担当（担当：鈴木）
〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20
tel:028-623-3120

健康第 1059 号
令和 2 (2020) 年 12 月 10 日

各部局長
教育長
警察本部長

} 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の再周知について (依頼)

全国の新規感染者数は過去最多の水準が続いており、引き続き最大限の警戒が必要な状況です。本県においても、高齢者施設でのクラスターの発生が複数確認されるなど、入院者数・重症者数の増加が続いており、この状況が続くと新型コロナウイルス感染症以外の医療提供体制にも影響が及ぶ恐れがあります。

このような状況を踏まえ、12月9日に開催した第37回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、これ以上の感染拡大を防止し、特定警戒レベルへの移行を防ぐため、県民・事業者の皆様に対し、これまでの協力要請に加え、更なる感染防止対策の徹底を要請することを決定いたしました。

つきましては、令和2(2020)年11月25日付け健康第994号「業界団体と連携した新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について(依頼)」において関係団体に対し協力依頼を行うようお願いしたところですが、改めて別添のとおり周知していただきますようお願いいたします。

加えて、医療従事者や感染者等に対する誹謗中傷等はないことであり、その防止・解消に向けて、県と全市町が共同で行っている「新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言」に、差別等につながるおそれのある具体例の紹介を加えたチラシを作成しましたので、併せて御周知願います。

また、各市町宛て別添のとおり通知していることを申し添えます。

〔 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
社会対策グループ TEL 2826 〕

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の再周知について (依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、全国の新規感染者数は過去最多の水準が続いており、引き続き最大限の警戒が必要な状況です。本県においても、高齢者施設でのクラスターの発生が複数確認されるなど、入院者数・重症者数の増加が続いており、この状況が続くと新型コロナウイルス感染症以外の医療提供体制にも影響が及ぶ恐れがあります。

これ以上の感染拡大を防止し、特定警戒レベルへの移行を防ぐためには、県民・事業者の皆様のご更なる感染防止対策の徹底が重要です。

つきましては、貴団体員等に対し、これまでの感染防止対策の徹底に加え、下記事項について改めて周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

また、医療従事者や感染者等に対する誹謗中傷等はないことであり、その防止・解消に向けて、県と全市町が共同で行っている「新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言」に、差別等につながるおそれのある具体例の紹介を加えたチラシを作成しましたので、併せて御周知願います。

記

1 県民の皆様に対する協力要請

○感染リスクが高い場面の回避

(大人数・長時間の飲食・飲酒の自粛、マスクなしでの会話の自粛)

○感染拡大地域への外出に関する要請

- ・感染拡大地域への不要不急の外出はできるだけ避けること
- ・感染拡大地域への外出時は、感染のリスクを避ける行動をとること

※感染拡大地域とは、Go To トラベル事業の除外や高齢者等の利用の自粛が呼びかけられている地域とする。

2 事業者の皆様に対する協力要請

○テレワーク等の制度活用の推進

○オンラインビジネスの推奨

3 「新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言／偏見や差別、心ない言動の例」の周知（別添資料）

県HP 新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/alltochigisengen.html>

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

http://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/jinken/20200212_covid-19_jinken.html

〔 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL 028-623-2826 〕

「新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言」

不当な差別、偏見、誹謗中傷、いじめ等は決して許されません。

新型コロナは、誰もが感染しうる病気です。私たちが闘っているのは、ウイルスであり、人ではありません。

感染された方やその家族等への偏見や差別、誹謗中傷等は、対象となる人の心身を深く傷つけ、平穏な生活を脅かすばかりでなく、差別を恐れて受診をためらうなどの行動に繋がり、更なる感染の拡大という負の連鎖を招きかねません。

県と市町は、県民の皆さまと一緒に、大切な人や暮らしを守るため、“おもいやり”と“やさしさ”を持って、新型コロナとの闘いを乗り越えていきます。

- ◇ 感染された方やその家族などに対する差別、誹謗中傷等は、決して許しません！
- ◇ 医療従事者をはじめ、わたしたちの健康や暮らしを支えるために奮闘されている方々に心から感謝し、エールをおくります！
- ◇ 県外から来られる方々を非難せず、お互いに尊重し合います！
- ◇ 県民の皆さまとともに、互いの立場をおもいやる心とやさしさを忘れず、新型コロナとの闘いを乗り越えていきます！

偏見や差別、心ない言動の例～身近なところで起こっていませんか？

- 感染した人やその家族及び関係者に対する誹謗中傷
- 治療を終えて復帰した人への差別や嫌がらせ
- 医療従事者の家族に対する、出勤拒否や登園拒否
- 医療従事者の入店拒否やタクシー乗車拒否
- 感染した人の住所や勤務先の詮索、根拠のない情報の拡散
- インターネット、SNS 上での誹謗中傷
- 感染した人の勤務先や利用した店等への嫌がらせ
- 県外への通勤者や県外からの来訪者（県外ナンバー車両）への非難
- マスクをしていない人への非難（※様々な事情からマスクの装着が困難な方がいます）
- 外国出身者への嫌がらせや暴言
- スーパー・ドラッグストア従業員や配達業者の方々への暴言

～互いの立場を思いやる心とやさしさを持って行動しましょう～

お問い合わせ
栃木県人権・青少年男女参画課
人権施策推進室
電話：028-623-3027

とちまるくんは、宇都宮地方法務局から
「じんけん大使」を委嘱されています！

